

檔 號：  
保存年限：

## 財政部 函

地址：116055臺北市文山區羅斯福路6段  
142巷1號  
聯絡人：袁小姐  
電話：(02)25505500分機1028

受文者：台北市報關商業同業公會

發文日期：中華民國114年6月9日  
發文字號：台財關字第1141014662號  
速別：最速件  
密等及解密條件或保密期限：  
附件：

主旨：海關進口稅則部分稅則修正案，業奉總統114年6月4日華  
總一經字第11400055111號令公布，並刊載於總統府公報  
第7791號，請查照轉知。

說明：依據總統府秘書長114年6月4日華總一經字第11400055110  
號函辦理。

正本：外交部、農業部、經濟部國際貿易署、經濟部產業發展署、臺灣省進出口商業同  
業公會聯合會、中華民國進出口商業同業公會全國聯合會、台北市進出口商業同  
業公會、高雄市進出口商業同業公會、中華民國報關商業同業公會全國聯合會、  
基隆市報關商業同業公會、台北市報關商業同業公會、臺中市報關商業同業公  
會、高雄市報關商業同業公會、關貿網路股份有限公司、汎宇電商股份有限公司

副本：



# 海關進口稅則修正部分稅則

中華民國 114年 6月 4日  
華總一經字第11400055111號



第2章 肉及食用雜碎

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第8號決議文生效日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
02031919 其他去骨豬肉，生鮮或 冷藏	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY, SZ, BZ )	15%									
02032919 其他冷凍去骨豬肉	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY, BZ)	15%									

第4章 乳製品；禽蛋；天然蜜；未列名食用動物產品

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第8號決議文生效日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
04090000 天然蜜	35%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, BZ) 10.5% (SZ) 30% (PY)	45%	35%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ , SG, BZ ) 7% (SZ) 25% (PY)	45%	35%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ , SG, BZ ) 3.5% (SZ) 20% (PY)	45%	35%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ , SG, SZ , BZ) 20% (PY)	45%

第 1 1 章 製粉工業產品；麥芽；澱粉；菊糖；麵筋

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第 8 號決議文生效日起			自 114 年 1 月 1 日起			自 115 年 1 月 1 日起			自 116 年 1 月 1 日起		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
11010010 小麥粉	17.5%	免稅 (NZ, SG, PY) 17.5% (PA, GT, NI, SV, HN)	30%									

第16章 肉、魚類、甲殼類、軟體類、其他水產無脊椎動物或昆蟲等之調製品

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第8號決議文生效日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
16025020 已調製或保藏之牛雜碎	15%	免稅 (PA, NZ, SG, PY) 15% (GT, NI, SV, HN)	50%									

第 19 章 穀類、粉、澱粉或奶之調製食品；糕餅類食品

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第 8 號決議文生效日起			自 114 年 1 月 1 日起			自 115 年 1 月 1 日起			自 116 年 1 月 1 日起		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
19059050 米菓	20%	免稅 (NZ, SG) 10% (PY) 20% (PA, GT, NI, SV, HN)	50%									

第 2 2 章 飲料、酒類及醋

稅 則 號 別 及 貨 名	稅									率		
	自 臺 巴 經 濟 合 作 協 定 第 8 號 決 議 文 生 效 日 起			自 114 年 1 月 1 日 起			自 115 年 1 月 1 日 起			自 116 年 1 月 1 日 起		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
22071010 供化學反應合成製造化學產品之工業用未變性之乙醇（酒精），酒精強度（以容積計）在 80% 或以上者	3%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY, SZ)	30%									

第39章 塑膠及其製品

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第8號決議文生效日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
39233000 塑膠製大瓶、瓶子、細 頸瓶及類似品	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	7.5%									

第 6 1 章 針織或鉤針織之衣著及服飾附屬品

稅則號別及貨名	稅									率		
	自 臺 巴 經 濟 合 作 協 定 第 8 號 決 議 文 生 效 日 起			自 114 年 1 月 1 日 起			自 115 年 1 月 1 日 起			自 116 年 1 月 1 日 起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
61071200 人造纖維製男用或男童 用內褲及三角褲，針織 或鉤針織者	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	12.5%									
61082200 人造纖維製女用或女童 用三角褲及短內褲，針 織或鉤針織者	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	12.5%									
61159500 棉製長襪、短襪及其他 襪，針織或鉤針織者	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	12.5%									
61159600 合成纖維製其他長襪、 短襪及其他襪，針織或 鉤針織者	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	12.5%									

第 6 2 章 非針織及非鉤針織之衣著及服飾附屬品

稅則號別及貨名	稅 率											
	自 臺 巴 經 濟 合 作 協 定 第 8 號 決 議 文 生 效 日 起			自 114 年 1 月 1 日 起			自 115 年 1 月 1 日 起			自 116 年 1 月 1 日 起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
62034210 棉製男用或男童用長 褲、膝褲及短褲	10.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY, SZ)	12.5%									
62034220 棉製男用或男童用連兜 背帶式工作褲	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	12.5%									
62046210 棉製女用或女童用長 褲、膝褲及短褲	10.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY, SZ)	12.5%									
62046220 棉製女用或女童用連兜 背帶式工作褲	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	12.5%									

第63章 其他製成紡織品；組合品；舊衣著及舊紡織品；破布

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第8號決議文生效日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起			自116年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
63079011 絲或廢絲製服裝模型樣 品	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	20%									

第 8 3 章 雜項卑金屬製品

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第 8 號決議文生效日起			自 114 年 1 月 1 日起			自 115 年 1 月 1 日起			自 116 年 1 月 1 日起		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
83099010 其他卑金屬製瓶塞、瓶 帽、瓶蓋（包括旋轉瓶 帽及自動倒出瓶塞）、 瓶橡皮帽、螺紋桶塞、 桶蓋、封條	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	15%									

第 8 5 章 電機與設備及其零件；錄音機及聲音重放機；電視影像、聲音記錄機及重放機；以及上述各物之零件及附件

稅則號別及貨名	稅									率		
	自臺巴經濟合作協定 第 8 號決議文生效日起			自 114 年 1 月 1 日起			自 115 年 1 月 1 日起			自 116 年 1 月 1 日起		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
85443000 點火線組及其他車輛、 飛機或船用線組	3.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G, PY)	5%									